

○厚生労働省告示第四百三十号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の八第二項及び第二十九条の第三項の規定に基づき、平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号(租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号二中「における保育士」の下に「(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(イ)及び(ロ)において同じ。)」を加える。